資料２－３

平成２９年度

国の予算編成に関する提案

平成２８年１１月

愛知県市長会

目　次

１．地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について・・・・　１

２．地震・津波等防災対策の充実強化について・・・・・・・・　５

３．福祉・保健・医療施策の充実強化について・・・・・・・・・　７

４．都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化・・・　１２
　について

５．教育・文化施策の充実強化について・・・・・・・・・・・・　１７

第１　地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

（内閣府、総務省、農林水産省）

１　地方創生の実現に向けた財政措置について

⑴　地方創生推進交付金について、地方版総合戦略に位置付けた事業を確実に実施していくため、複数年交付を担保し、十分な事業実施期間の確保や事業の翌年度繰越など、地域の実情に応じて効果的に活用できるよう、自由度の高い制度とするとともに、地方版総合戦略等を地域再生計画の代替として申請できるよう手続きを見直すこと。

また、地域間連携を有する事業については、事業の申請及び採択にあたり事業数に上限を設けないこと。

⑵　地方創生の安定的かつ継続的な取り組みのため、平成２９年度以降も「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続的な確保を図ること。

⑶　現在、１／２となっている地方創生推進交付金の交付率を、これまでの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金や地方創生加速化交付金と同様に、１０／１０に引き上げるとともに、予算計上後に交付金の申請をしなければならない現行制度の見直しを講じること。

⑷　地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、地域の実情に応じ効果的に活用できる制度となるよう諸要件を緩和し、地方版総合戦略の趣旨に沿った施策を継続的に実施する財政措置を講じること。

⑸　財政の健全化を促進するため、地方団体固有の財源である地方交付税の財源不足や国の政策に呼応した地方の公共事業については、臨時財政対策債など起債の発行によることなく、地方交付税により必要総額を増額確保すること。また、交付税化により補助金を廃止する際には、普通交付税基準財政需要額の該当費目の増額分を明示するとともに、交付税総額に上乗せすること。

⑹　消費税率引き上げの再延期により、社会保障と税の一体改革に盛り込まれている年金・介護・子育て支援など社会保障施策の充実及び財政安定化の実現が懸念されるため、地方財政に影響がでないよう国において安定的な代替財源を確保すること。

⑺　償却資産税は市町村の基幹税源であり、都市基盤をはじめとする企業の投資環境を整備し、国内のものづくり産業や雇用創出を支援するための財源となっており、特例による減免期間終了後は本来の課税制度とし、これを堅持すること。

⑻　法人住民税の法人実効税率を引き下げる場合には、安定的な代替財源を確保し、都市自治体の歳入に影響を与えないようにすること。なお、代替財源の検討にあたっては、地方の意見を十分に反映すること。

⑼　公共施設の老朽化への対応策として実施する施設の集約化・複合化や転用に係る公共

施設最適化事業債、地域活性化事業債の期間を延長するとともに、継続的な財政措置を講じること。

(10) 施設の大規模改修に係る補助金の創設、既存の地方債措置や交付税算入の割合を引き上げるなど、新たな財政支援を講じること。

(11) 合併後１５か年度とされた合併特例債の適用期間について、合併基盤整備事業が円滑かつ計画的に実施できるよう、また、現下の建設事業を取り巻く状況に鑑み、東日本大震災で被災した合併市町村と同様の期間となるよう、更なる期間延長の措置を講じること。

(12) 地方財政における公債費負担を軽減するため、平成２４年度で終了した「公的資金補償金免除繰上償還による高金利地方債の借換制度」について、適用要件をすべての団体を対象とするなど緩和し、対象利率を３％超の地方債に拡大のうえ、速やかに再度実施し、繰上償還制度の恒久化について検討すること。

(13) 税制改正により格差是正を図りながら、さらに、補助金においても格差を設ける措置の継続は、二重の格差是正措置となっていることから、財政力指数を根拠とした国庫補助金の補助率の調整措置を廃止すること。

(14) 都市自治体は社会資本整備総合交付金を活用し、防災・減災対策をはじめ、道路橋梁整備、河川改修、スポーツ施設整備など住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めているが、社会資本整備総合交付金の交付額は都市自治体の要望額を大幅に下回っており、交付金を増額確保すること。

(15) 国の新たな政策による事業について、実施に必要な財源を確保すべき経費は、全額を国庫補助負担金等で全ての自治体に対し措置し、これを安易に地方交付税措置へと移行しないこと。

2　地方分権改革の推進について

(1) 地方分権社会の実現に向けた地方制度改革を推進するとともに、都市自治体が地域の総合的な行政主体として自立した地域経営を行うため、事務・権限と財源の更なる移譲はもとより、新たな大都市制度（特別自治市制度）について実現を図るなど都市自治体強化を推進すること。

(2) 国が掲げる地方創生を実現するため、引き続き「地方分権改革に関する提案募集」など都市自治体からの提案を真摯に受け止め、分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

(3) 義務付け・枠付けについては、都市自治体の自由度が高まるよう、廃止を原則とした見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、従うべき基準の設定を行わないこと。

(4) 権限移譲については、地域（圏域）の実情に即した特色ある一体的なまちづくりに資するよう、地方自治法に基づく広域連携組織や都市自治体に財政負担が生じないよう検討すること。

3　社会保障・税番号制度に係る財政措置等について

(1) 社会保障・税番号制度に係るシステム改修費及び個人番号カードの独自利用に係る経費等については、地方自治体における経費の状況を把握したうえで必要な財政措置を講じるとともに、情報セキュリティ対策に係る経費についても同様の対応を講じること。

(2) 地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）における個人番号カードの発送に対し、梱包方法や回数について効率的に運用するとともに、都市自治体が個人番号カードを交付する際、再発行の事情により手数料が異なることから、明確な判断基準を示すこと。

(3) 地方公共団体情報システム機構のシステム障害等により都市自治体において想定以上の事務負担が生じているため、情報環境分離に伴う経費を含め事務費補助金の基準額を見直し、今年度４月以降に生じた個人番号カード交付に係る経費を事務費補助金追加対象とすることや、前年度中に行った発送業務に係る人件費等の経費も今年度事務費補助金の対象とするなど、補助対象の拡大を図ること。

4　情報セキュリティ対策について

情報ネットワーク化の進展により、自治体情報セキュリティ対策として、高度な監視やログ分析が必要となるなど、セキュリティの確保は一自治体では対応できない状況にあり、マイナンバーカードの運用を含め、包括的かつ継続的な対策が必要なため、所要の財政支援策を講じること。

5　土地利用に係る規制緩和について

農業振興地域農用地区域内の土地利用について、農地制度の改正後も関係法令等の規制や国等の関与があり、実質的には農地以外の土地利用が困難な状況であることから、特に交通の利便性に恵まれるなど新たな産業や交流拠点の形成が可能な地域においては、地域の実情に応じた柔軟な土地利用が可能となるよう抜本的な規制緩和や法令改正、権限移譲を行うこと。

6　住民税の特別徴収義務者の納入事務の負担軽減について

特別徴収された住民税の納付について所得税に比べ納入事務が煩雑であることから、多くの特別徴収義務者から改善要望があるため、住民税特別徴収の納税環境を整備し、特別徴収義務者の負担を軽減するよう制度を見直すこと。

7　ふるさと納税について

ふるさと納税ワンストップ特例制度における、所得税控除相当額の減収分について、都市自治体の負担が増大することがないよう、地方特例交付金により財政措置を講じること。

8　人事院勧告における地域手当支給地域について

地域手当の支給地域は市町村単位の指定であるが、基本的な生活圏に違いが無いにも関わらず近隣市町と給与水準に格差が生じているため、生活圏等の実態を考慮した指定とするとともに、１０年ごととされている見直し期間の短縮を図ること。

9　民間資金等活用事業（ＰＦＩ事業）の推進について

自治体が実施する事業について、従来型の公共事業、ＢＴＯ方式のＰＦＩ事業及びＢＯＴ方式のＰＦＩ事業のどの事業方式を採用しても、不動産取得税が非課税となる特例措置を講じること。

１０　随意契約締結が可能な上限額の引き上げについて

地方自治法施行令では都道府県及び指定都市とそれ以外の自治体とでは、少額随意契約が締結可能な対象金額が異なるため、契約事務の簡素化・効率化の観点から、地域の実情に応じ弾力的に運用できるよう、上限額を都道府県と同額にまで引き上げること。

１１　住民基本台帳システムについて

住民基本台帳システムは、市町村毎に多額の費用をかけて構築・運用しているが、業務は法律に基づいており独自性がないため、国においてパッケージソフトウェアを一括作成して無償配布するとともに、地域ベンダなどによる構築作業と構築後のサポート・保守を行う方法を導入すること。

１２　不動産登記義務者の運用拡大について

土地開発公社の業務縮小や解散が進められているが、公社など自治体が法律で設立する法人が設定した買戻特約は、法人が解散した後は自治体が登記義務者として抹消登記の申請ができるよう、不動産登記法第６０条の運用拡大をすること。

第２　地震・津波等災害防災対策の充実強化について

（内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省）

１　地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

(1) 南海トラフ巨大地震の地震津波想定に対応した、東海地区全域における防潮堤の耐震化や嵩上げ、樋門・水門の耐震化と自動化・遠隔操作化など、津波防護施設を早期に整備できるよう予算を確保すること。

また、海岸防災林の盛土整備について、治山事業（海岸防災林造成事業）の対象事業を拡大するとともに、財政措置の拡充を講じること。

(2) 緊急防災・減災事業債については、平成２８年度までの制度となっているが、都市自治体においては、大規模かつ長期的な事業実施が必要であることから、平成２９年度以降も当該制度を継続するとともに、市庁舎の建て替え事業が適用となるよう対象事業を拡充するよう制度改正すること。

(3) 災害復旧・復興支援の本拠地となる自治体庁舎の耐震化・老朽化対策を促進するため、公共施設最適化事業債及び地域活性化事業債について、対象施設に庁舎等公用施設を加えるとともに、実施期間を延長すること。

(4) 南海トラフ大地震等の大規模災害に対し、都市自治体が行う庁舎や避難施設等の建て替えや耐震補強を図るために必要な財政措置を講じること。

(5) 被災自治体の負担や混乱を軽減するため、有事の際には国と地方の連携が円滑に進むよう物的支援、人的支援、施設提供支援等の仕組みを確立し、近隣の県が外部から支援物資受入窓口となり、物資の整理・調達等を行うなどの災害時支援物資相互受け入れ態勢の構築を図ること。

(6) 大規模地震時において応急復旧や患者搬送、物資輸送に必要となる緊急輸送道路の内、国・県が管理する第１次並びに第２次緊急輸送道路の一層の耐震化を進めるとともに、大規模地震発生後には、被害を受けた緊急輸送路を速やかに復旧することができるよう整備すること。

(7) 防災・減災事業を推進していくため、社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）について、民間事業者による津波避難タワーの整備や避難ビルの外付け階段の設置など避難施設整備を促進するため、柔軟な運用が可能となるよう補助制度を見直すこと。

２　消防体制の充実強化について

(1) 消防団の機能強化に係る消防ポンプ自動車の整備・更新等に要する経費について、交付税措置等による財政支援を拡充すること。

(2) 消防用耐震性貯水槽整備について、消防防災施設整備補助金の補助対象施設の基準額

の引き上げ及び対象要件の緩和など、財政支援を拡大すること。

(3) 平成２８年度より消防署所等における女性専用施設の整備に対して、特別交付税により支援予定とのことであるが、女性消防吏員を増加させ、活動の場を広げるために、さらなる財政支援の拡充を検討すること。

(4) 消防体制の充実強化を図るため、都道府県を単位とする消防体制の構築が可能となるよう関係法令を早期に法整備すること。土砂災害防止法の警戒区域の砂防施設整備を早期に完了するとともに、砂防ダムや渓流保全施設などの直轄砂防事業を着実に推進すること。

3　防災行政無線のデジタル化について

同報系防災行政無線のデジタル化及び同等の機能を有する情報伝達システムの構築に要する経費に対して、補助制度を創設するなど財政措置を講じること。

4　木造住宅耐震補助の拡充について

木造住宅耐震改修は、長期間の安定的・継続的な取組が必要であり、平成３３年度以降も補助制度を継続すること。また、平成２７年度で廃止された社会資本整備総合交付金の上乗せ措置について、制度を復活させるとともに所要財源を確保すること。また、熊本地震では新耐震基準の家屋でも被害が続出しているため、昭和５６年６月１日以降に着工された家屋も補助対象とすること。

5　ダム建設、海岸堤防整備、河川改修事業等について

(1) 治水対策の一環であるダム建設と河道掘削は年月を要することから早期完成に向けて事業促進するとともに、事業費コストを縮減すること。

(2) 高潮堤防整備、海岸堤防整備は喫緊の課題であり、一級河川改修事業並びに直轄海岸保全施設等整備事業を早期に完了すること。

(3) 地方管理河川における堆積土砂の撤去や雑木の伐採等の維持管理における交付金制度の創設など、支援措置を拡充すること。

第３　福祉・保健・医療施策の充実強化について

（内閣府、総務省、厚生労働省、環境省）

１　国民健康保険制度について

⑴ 国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現するとともに、国民健康保険財政の健全化や低所得者層などの負担軽減を図るため、従来の枠を超えた国庫負担率の引上げ等、財政支援を拡充すること。

⑵ 一本化が実現するまでの間は、さらなる国庫負担率の引上げなど国民健康保険制度の構造的な問題の解決に向け必要な財政措置を講ずること。

⑶ 医療保険制度改革に当たっては、市町村と十分な協議を行ったうえで制度設計を行うこと。

⑷ 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料を軽減すること。

⑸ 前期高齢者交付金については、２年前年度の精算となることから、その年度の負担額と交付金額に多額の乖離が乗じることがあり、国保財政の不安定要因となるため、制度を見直すこと。

⑹ 平成２７年５月成立の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」について、最大限の効果を上げ、安定的な運営が継続されるよう財政支援を拡充するとともに、事務の平準化、効率化等に寄与する国民健康保険標準事務処理システム導入等に要する経費について財政措置を講じること。

⑺ 国民健康保険の都道府県単位化は、財政運営の責任を担う主体を都道府県とする一方、保険料の賦課徴収、給付、保健事業の実施などは市町村が担う役割分担的な仕組みとされている。運営に係る責任が明確となるよう、県が全体の責任を負うこととするよう制度運用を見直すこと。

⑻ 国民健康保険の広域化に向け、安定的かつ継続的な運用ができるよう、消費税の引上げ延期の中にあっても、当初の予定どおり財政基盤強化を図り、国の責任において実効ある措置を継続して行うこと。

⑼ 社会保障制度の充実を重要な施策とする国の方針の下、定率国庫負担を増額すること。

２　後期高齢者の保険料特例軽減について

低所得者に対する後期高齢者医療保険料の軽減措置の見直しについて、高齢者への過度な負担や急激な変化とならないよう、きめ細かな激変緩和措置を講じるとともに、緩和措置等の具体的な内容を早期に提示すること。

3　介護保険制度について

(1) 制度の円滑な運営と適切・公平な費用負担の観点から、障害者施設等の介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設に入所した者について、適用除外施設入所前の都市自治体の被保険者となるよう住所地特例の取扱いを見直すこと。

(2) 介護療養型医療施設は、長期療養と医療処置の機能を担っており、それぞれの機能を必要とする要介護者にとって欠かせない施設である。平成２９年度末までに介護療養型医療施設を全廃する政策方針を撤回すること。

4　少子化対策について

(1) 不妊症・不育症治療費については、保険適用となる治療・検査が限定されており、治療が長期にわたることも多く、経済的負担が大きくなる。少子化対策は国の責務であるため、人工授精治療などを含めた不妊症・不育症治療費における保険適用範囲を拡大すること。

(2) 子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるため、国が実施している第２子以降の保育料負担軽減措置について、所得制限を撤廃すること。

(3) どの地域においても子育てを安心してできるように、子ども医療費を義務教育修了時まで無料化すること。

5　放課後児童健全育成事業について

(1) 対象年齢拡大による利用児童数増加に伴う支援員の確保のため、地域の実情に応じた運営が行えるよう十分な財政措置を講じること。

(2) 設備及び運営に関する基準に規定されている「放課後児童支援員」研修の受講資格を中学校卒業者が一定の条件を満たせば受講可能となるよう制度改正の検討をすること。

(3) 施設を整備するための用地取得について、取得費の市債借入に対して財政措置を講じること。

6　福祉医療費の現物給付に伴う国庫負担金減額調整の廃止について

都市自治体が実施する福祉医療費助成の現物給付に対し、国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整を廃止すること。

7　障がい者（児）の支援施策の充実について

(1) 都市自治体が策定した障害福祉計画を円滑に実施するため、社会福祉施設等整備費補助金(障害者施設分)について十分な財政措置を講じること。

(2) 平成２８年度から施行された障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法において、地

方公共団体や事業主に義務付けられた「合理的配慮」の提供、啓発活動や相談・紛争解決の体制整備等の取組に対して財政措置を講じること。

(3) 放課後等デイサービス事業において、障がい児に対する適切な支援を実施するとともに、増大する給付費を適正化し、指定基準の見直しやサービス内容に応じた報酬単価を見直すため、審査機関の設置や関係法令の整備、明確な支給判断基準等を定めること。

(4) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、障がい者（児）の生活に直結した事業を行っているが、事業対象経費に対する補助割合の低下が続き、事業の継続が困難になっているため、十全に継続できるよう必要な予算を確保すること。

8　地域包括ケアにおけるボランティア等への報酬について

地域包括ケアシステムを運用するためには、地域住民やボランティアなどの安定した人力による協力が必要不可欠である。こうした活動に僅かな報酬を払う場合、労働者として捉えられて労働基準法や最低賃金法の適用を受けないような関係法整備をすること。

9　医師等の確保対策と地域医療の充実等について

(1) 地方病院の勤務医不足と地域間の医師偏在等解消のため、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成を図ること。また、地域の基幹病院としての機能を確保するための診療科の設置と医師の適正配置を制度化すること。

(2) 危機的状況にある地域医療体制の確保のために、医師・看護師不足や地域間・診療科間の偏在の解消、周産期医療や救急医療の確保等及び経営が逼迫している自治体病院等への財政支援など、対策を強化すること。

(3) 専門医師不足により発達障害医療の体制が不十分であるため、発達障害専門医師の育成及び診療体制の充実を行うこと。

(4) 医師が地域に着任しやすくするため、医学部入学者選抜方法の見直し等の医療教育改革や奨学金の充実、へき地医療勤務の義務化、地域枠卒業医師派遣の制度化、地域の基幹病院へのローテーション体制や派遣体制の確立など地域の医療格差を縮小する取り組みに対して支援すること。

(5) 自治体における保健師等専門職員確保のため、専門職養成教育機関等（大学等）に対し、自治体への就業についての広報等の働きかけを行うこと。また、保健師等専門職員の人材バンク等の制度を創設すること。

(6) 社会保険診療が非課税であるため、消費税率の引き上げにより病院事業の負担額が増大し、控除対象外消費税いわゆる損税が生じており、病院経営に深刻な影響があるため、診療報酬等に対する消費税の非課税制度を見直すなど、抜本的な制度改善を行うこと。

(7) 公的病院等への助成に関する特別交付税措置について、当該病院等が二次医療圏にお

ける第三次救急医療を担う医療機関である場合は、広域での利用が明確であることから、市町村の助成を措置対象から外し、都道府県が助成を行う場合に限定すること。

(8) 患者の負担増となる初診に係る選定療養費を見直し、患者の負担増を伴う制度改正においては、段階的な負担増と十分な周知期間を設ける改正とすること。

(9) 都市自治体が実施するがん検診事業について、検査方法の拡充などがん対策の一層の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

１０　予防接種事業と医薬品に係る支援等について

(1) 小児を対象とした、おたふくかぜ、ロタウイルスの予防接種について、早急に国の負担による定期接種に位置づけること。また、それまでの期間は、国において財政措置を講じること。

(2) 成人の風しんの抗体検査から予防接種まで一貫した財政措置を講じること。

(3) 高額な新薬等による治療については、真に必要な者に適切な医療が行われ、他の法令に基づく市町村の医療費負担の増大とならないよう、対象患者の基準や医師・医療機関等の要件を定めた投与指針を策定するとともに、対象患者の増加に対応した医薬品等の薬価の改定を早急に行い、市町村の医療費負担の軽減を図ること。

(4) 高額な医薬品等により医療費が著しく増加した保険者に対しては、特別調整交付金等により十分な財政措置を講じること。

(5) 医薬分業政策により院外処方が第二種社会福祉事業の対象とならないため、無料又は低額な料金で調剤を行う薬局に対しても制度の対象となるよう、法整備を行うこと。

１１　保険医療機関の診療報酬不正請求事件に関する制度や対応の改善について

保険医療機関の診療報酬不正請求について、防止する仕組みの強化、質問・検査権を有する機関による告発の取り扱いの厳格化及び監査後の不正請求額算定の迅速化を講じるとともに、不正請求額の返還請求権の時効期間を１０年にすることを法令により定めること。

１２　生食用鶏肉の法規制について

牛の肝臓に加え豚の食肉の生食用としての販売・提供が禁止されたが、同様に食中毒のリスクの高い鶏肉に関しては規制対象とされていないため、早急に実効性のある規制を確立すること。

１３　アスベストによる健康被害対策について

アスベスト健康被害に関しては、国の責任において、中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある者に対する健診の実施など、恒久的な健康管理システムを創設すること。また、住民自らが適切に健康管理を行うための必要なリスク情報を開示すること。

１４　「ＬＧＢＴ理解増進法案」（仮称）について

性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別の問題について、関心と理解を深める啓発を促進し、個性と能力が尊重される社会の実現のため、「ＬＧＢＴ理解増進法案」（仮称）の早期制定を検討すること。

１５　国民年金関係事務の一元化について

国民年金関係事務を日本年金機構に統一し、窓口を一元化すること。一元化までの間は、機構の出張窓口を市町村の希望に応じて設置できるよう制度を改善すること。

１６　生活保護制度について

⑴ 生活保護制度が憲法に基づき国が補償する最後のセーフティネットとして適切に実施していくためにも、全額国庫負担を含めた抜本的な制度改革を行うこと。

⑵ 受刑出所者等が自立した地域生活ができるよう、更生施設や地域支援事業等によるフォロー体制の確立など社会復帰への取組を充実するとともに、生活保護制度について、悪用防止など公正な運用が図れるよう制度を見直すこと。

１７　無料低額宿泊所に対する法整備について

無料低額宿泊所の事業開始に対しては、事前許可制度を導入するとともに、設備・運営基準等の明確化など法令を整備すること。

第４　都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

（法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

１　社会基盤整備に対する財政支援について

⑴ 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、喫緊の課題である地方の社会資本整備が計画的に進捗するよう、交付金総額を増額確保するとともに、地域の実情に即した適切な財政措置を講じること。

⑵ 道路施設整備の長寿命化に係る事業等について、地域の要望に対応するよう防災・安全交付金の財政措置を拡充し、計画的な事業の執行に支障をきたすことのないよう、交付金を増額するとともに、交付金事業である橋梁点検業務について起債対象とすること。また、狭あい道路拡幅整備事業について、良好な住宅環境の形成を図るほか、防災においても重要な役割を果たすことから事業を継続すること。

⑶ 社会資本整備総合交付金の都市・地域再生緊急促進事業及び防災・省エネまちづくり緊急促進事業について、人口減少や少子高齢化、都市防災等に対応した持続可能でコンパクトなまちづくりを推進するため、財政支援を継続するとともに、更なる拡充を図ること。

⑷ 社会資本整備総合交付金の公園施設長寿命化対策支援事業について、すべての都市公園において、緑地の保全及び緑化の推進を図るとともに、十分な安全を確保する必要性があることから規模要件を緩和すること。

⑸ 集約都市形成支援事業における立地適正化計画策定を目指す都市自治体に対しては、計画策定のスケジュールに支障をきたすことのないよう、補助金交付要綱で定められている最大補助率での補助金交付となるよう予算の確保を図ること。

また、当該計画を策定した、都市自治体に対する社会資本整備総合交付金の嵩上げについても、確実に実施すること。

⑹ 地方都市における民間の市街地再開発事業を促進するため、補助率等の更なる拡充や市街地再開発組合に対する直接補助制度の創設など、地域の実情に即した財政支援措置を講じること。

⑺ 下水道事業において、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金が計画的な事業の執行に支障をきたすことのないよう、要望額による全額交付を行うこと。

２　道路橋梁事業の整備促進等について

⑴ 物流路線、震災時における緊急輸送路、地域連携の機能を持つ高規格幹線道路等（浜松三ヶ日・豊橋道路、国道１号潮見バイパス）について整備促進を図ること。

(2) 地域の発展と安心安全な生活環境の確保を推進するため、伊豆縦貫自動車道全線の早期完成を図ること。

(3) 高速道路に架かる跨道橋については、適正な維持管理を継続する必要があるため、道路法によらない農道等の道路跨道橋に係る維持管理事業についても補助の対象事業とするなど財政措置を講じること。

(4) 一宮西港道路は、平成１０年６月に地域高規格道路の「計画路線」に指定された県内１２路線のうちの１路線であるにもかかわらず、その後の進捗が滞っており事業化の目途が立っていないことから、海抜ゼロメートル地帯における災害時の避難経路や救助活動の主軸となるという観点からも吟味され、早期に事業化すること。

また、当該道路は西尾張地域全体の発展に繋がる主要道路であるため、道路名称を「尾張西港道路」に変更すること。

3　土地利用制度等の見直しについて

(1) まちづくりを主体的に実施するうえで、土地に対する多重な規制が支障になっていることから、地方分権の観点を踏まえ、地域の実情に応じた新たな都市計画制度等の設計について国と地方の協力により推進すること。

(2) 工業用地に転用する際の農地法（農地転用）及び農振法（農用地区域除外）の基準を緩和するとともに生産性の低い農地については基準を見直すこと。

(3) 地域の実情に応じた市街化調整区域の開発を行うために、開発許可権限が移譲された都市自治体は開発設置審査会が設置できるよう、開発審査会の設置基準を緩和すること。

4　港湾及び海岸堤防の整備、河川改修等について

(1) 港湾が、国際的な産業活動の拠点として発展していくため、多目的国際ターミナルの機能向上を図るバースの整備など港湾整備事業の促進や、物流需要・地域活性化需要、防災・減災等に対応するため、多面的な施策の推進を図ること。

(2) 第６次三河港港湾計画に基づき、貨物の混在及び岸壁延長不足解消のための岸壁の整備を早急に実施するとともに、三河港のアクセス強化、企業立地促進のための臨港道路の整備及び水深不足解消のための岸壁の整備に係る財政措置を講じること。

5　交通関連整備事業の促進及び財政支援について

(1) 地方の活力維持と地方創生の重要なインフラである地域鉄道路線の維持存続のため、鉄道施設及び車両の整備・維持管理費用に対する新たな財政措置制度及び地方鉄道事業者に対する運行費補助制度を創設する等支援強化を講じること。

また、現在の地方鉄道の旅客運賃変更について認可制から届出制とすること。

(2) バス路線については、利用者の減少により事業者の経営悪化が進行しているが、路線バスは地域住民の足として欠かせない公共交通機関であるため、地域公共交通確保維持事業費補助金の平均乗車密度の設定人数を緩和し、補助対象の拡充を図ること。

(3) 自転車事故による被害者が救済を受けられる制度の創設等について検討するとともに、自転車事故による賠償責任を補償する任意保険に加入しやすい環境づくりを推進すること。

(4) 地域の助け合いによる高齢者等の送迎活動の継続及び活性化を図るため、道路運送法上の登録・許可を要しない運送の対価を、ガソリン代、道路使用料、駐車場代の実費に限定することなく、事務費や車両の維持管理費等も対象となるよう、交通事業者の経営に影響を及ぼさない範囲で基準を緩和すること。

(5) 高速道路料金については、地域経済への経済波及効果が大きい観光産業の活性化を図るとともに、広域的な交流や都市間連携を促進するため、平成２５年度に廃止又は縮小された割引制度を見直し、新たな割引制度を創設すること。

6　生活環境整備に係る支援制度について

(1) 循環型社会形成推進交付金等が要望額どおり交付されない場合、計画的な施設整備が実施できず、一般廃棄物の処理に支障が生じることが懸念されるため、交付金等の予算を確実に確保すること。

(2) 循環型社会形成推進交付金について、対象地域に該当しない場合の特例地域の拡充若しくは人口要件の緩和を図ること。

(3) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

(4) 亜炭鉱による陥没があった地域やその周辺の地域の住民が安心して暮らせるよう、亜炭鉱廃坑の位置や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する支援制度を創設すること。

(5) 火葬場施設の整備や運営管理には多額の費用が必要となり、地方財政に大きな負担となっているため、火葬場施設の整備、運営管理及び修繕にかかる国庫補助制度等を創設すること。

(6) 公衆浴場は住民の日常生活に欠くことのできない施設であり、住民の健康の増進等に重要な役割を担っていることを踏まえ、公衆浴場事業者の経営安定化のための支援制度を創設すること。

(7) 海岸漂着物等地域対策推進事業について、平成２９年度以降において補助率を１０/１０に復元するとともに、河川等のごみの回収・処理についても補助対象とし、財政支援措置

を拡充すること。

7　上下水道事業等について

(1) 給水人口の減少などにより水道料金の増収が見込めない中、今後想定される南海トラフ巨大地震等に備え、浄水場や水道管路の耐震化を推進するため、生活基盤施設耐震化等交付金における要望額を満額確保するとともに、総額予算及び緊急時給水拠点確保等事業に係る交付率の引上げなど、更なる財政措置の拡充を行うこと。

(2) 簡易水道事業統合計画を策定し国の承認を受けた簡易水道整備事業について、平成２９年度以降も補助対象とするよう期間延長し、財政支援措置を拡充すること。

(3) 公共下水道事業に対する国庫補助率及び補助要件を流域下水道事業と同様とすること。

(4) 公共下水道等汚水処理施設の改築・修繕に係る財政支援措置の拡充及び下水道施設の維持管理に係る財政支援制度を拡充させること。

(5) 下水道台帳のシステム整備に係る費用について、補助制度を創設するなど財政措置を講じること。

(6) 合併処理浄化槽使用家庭の下水道家庭に対する不公平感を払拭するとともに、浄化槽の維持管理を万全にすることで水環境の保全をさらに推進するため、下水道整備区域外の個人設置型合併処理浄化槽利用家庭に対し、維持管理費を対象とした補助制度を創設すること。

8　農業振興事業及び有害鳥獣対策について

(1) 地域農業を支える認定農業者や集落営農組織が農業を継続できるよう、地域の実情に応じた迅速かつ、きめ細かな農業水利施設等の整備を実施するとともに、生産効率の向上と農業競争力を強化していくため、農業基盤整備に対する国の財政支援措置を拡充すること。

(2) 農業基盤整備促進事業費については、要望額に対して内示率が非常に低く、計画期間内の事業完了が大変厳しくなっていることから、十分な財源を確保すること。

(3) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金については、平成２８年度の交付額が激減することが示され事業進捗への大きな影響が懸念されることから、十分な予算を確保すること。

(4) 経営体育成支援事業については、採択基準が市町単位のポイント制であり、新規就農者が利用しにくい制度となっているため、新規就農者枠の設定や助成制度を新設するなど、新規就農者が設備投資する際に活用しやすい仕組みにするとともに、跡継ぎ就農者も対象となるよう制度拡充すること。

(5) 老朽化による製茶機械の更新整備（リニューアル事業）を助成対象とする補助制度を

創設すること。

(6) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、侵入防護柵の整備及び捕獲活動経費に係る直接支援など、地域での取組が継続して進められるよう被害の防止について抜本的な取り組みを行い、鳥獣被害防止総合対策をさらに充実強化するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金の増額・拡充と必要な予算を確保すること。

また、侵入防護柵設置の交付要件である費用対効果分析が農家への過度な負担となっていることから、早急に見直すこと。

(7) 野生鳥獣肉等の消費、需要拡大等利活用に対する直接的かつ連携した支援体制づくり、広域ネットワーク化等事業強化を推進するとともに、さらなる財政支援を講じること。

9　コミュニティセンター整備について

公民館は、社会環境の変化に伴い、協働のまちづくりを推進する拠点施設としてのコミュニティセンターへの移行が求められていることから、現施設の長寿命化を兼ねた施設改修費等、移行費用に対する補助制度を創設すること。

１０　太陽光発電設備に係る法整備について

(1) 太陽光発電設備の設置に対し、森林伐採に伴う景観や自然環境の保全及び災害防止等の措置に必要な土地開発及び利用に関する法整備をすること。

(2) 大量に導入されている太陽光発電設備が、将来、大量廃棄されることが予想され、その撤去・運搬・処分は、今後発生する新たな課題になり得るため、早急に「太陽光発電設備のリサイクル等に関する法律」を整備すること。

第５　教育・文化施策の充実強化について

（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

１　小中学校３５人学級編制の推進について

きめ細かい教育指導を実施するため、小中学校の全ての通常学級の学級編制標準を３５人以下とするとともに、学級再編に対応した教職員定数の改善を図ること。

２　教職員等配置体制の整備及び財政支援について

⑴ 学習指導要領の改訂に伴う授業時間数の増加等に対応するため、教職員定数を拡充すること。また、居住地域によって不利益を生じないよう、小規模小中学校においては、特に必要な教員数の確保及び配置を行うこと。

⑵ 免許外教科担当を解消するため、地域の実情に応じて必要な非常勤教職員が配置されるよう、１０学級以下という要件を見直すなど弾力的な運用を図ること。

⑶ 大規模校では養護教諭の負担が過大となっていることから、各学校の必要性に応じて養護教諭を配置できるよう、配置基準について弾力的な運用を図ること。

⑷ 英語教育改革実行計画に基づき、小学校における英語教育の充実強化を推進するため、ＡＬＴ配置事業に対し財政措置を講じること。

⑸ 教職員の大量交代期を迎え、学校の教育力を低下させることなく児童生徒に質の高い教育を保障していくため、国加配の拠点校指導員を増員して初任者研修制度を充実すること。

⑹ 食育の推進や食物アレルギー等への十分な対応のため、栄養教諭等の配置定数を拡充すること。

３　特別支援教育の充実について

⑴ 一人ひとりの特性やニーズに応じた、きめ細かい教育支援を行うため、特別支援学級の学級編制標準を６人以下とするとともに、必要な財政措置を講じること。

また、障がい種別による学級編制の認可を積極的に行うこと。

⑵ 通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒が増加しており、適切な指導及び支援を充実するため、支援員の増員配置について積極的な人的支援・財政支援措置を講じること。

⑶ 全面介護や医療行為を必要とする児童生徒の増加に適切に対応していくため、教員の加配、支援員の増員などに加え、看護師を配置するための支援制度を創設し、財政措置を講じること。

⑷ 発達に課題を持つ子どもへの早期支援により、保育・教育環境における発達支援体制

を充実するとともに、適正な就学につなげるため、幼稚園、保育園及び認定こども園に、特別支援学級や通級指導教室の機能を持った療育支援体制を構築し、併せてこれらに伴う財政措置を講じること。

4　児童生徒の健全育成への取組について

(1) いじめ防止対策推進法等を踏まえた取組みを充実するため、必要な財政措置を講じること。

(2) 児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの未然防止や適切な対応のため、小中学校に配置されているスクールカウンセラーの勤務時間数を増加するよう、財政措置を講じるとともに、スクールソーシャルワーカーの人員及び配置時間数を拡充すること。

5　外国人児童生徒の教育支援について

外国人児童生徒が適切な学習や生活の指導が受けられるよう、通訳や日本語指導等を行う支援員を拡充するため、財政的・人的支援措置を講じること。

6　幼児教育に対する財政措置について

幼稚園就園奨励事業について、都市自治体の超過負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。

7　地域社会を支えていく人材を育てる教育の推進について

(1) 将来に亘って地域に住み続け、地域で活躍する「ひと」を育成するため、小中学校において、生まれ育ったふるさとについて深く学び、関わり、愛着を持つことのできる学習機会が必要であり、生まれ育った地域社会を支えていく人材を育てる教育を推進すること。

(2) 児童生徒の生きる力を育み、確かな学力向上のために、地域人材の活用を図るとともに、保護者への学校教育に対する理解、啓発を促進するための研修を充実すること。

8　学校ＩＣＴ化の支援について

(1) ＩＣＴ支援員については、教育の質を向上させるための教員スキルアップを図るうえで強くサポートが望まれることから、学校ＩＣＴ支援員派遣事業に対する事業費補助制度を創設すること。

(2) 普通教室におけるＩＣＴ活用にあっては、機器整備及び無線ＬＡＮ基盤構築に多額の経費が必要となるため、補助制度を創設すること。

(3) 小中学校「校務支援システム」の導入及び維持管理に多額の経費が必要となるため、

補助制度を創設すること。

(4) ネット上の悪質な書込み（誹謗中傷、個人情報流失等）を早期に発見するとともに、教職員や児童生徒、保護者に対しネットの正しい知識を広めるための「学校ネットパトロール事業」に対する事業費補助制度を創設すること。

9　学校施設の整備推進について

(1) 学校施設環境改善交付金については、大規模改造事業をはじめ、都市自治体の計画事業量に応じた財政支援措置を確実に講じること。また、交付金の内示については、速やかに事業執行できるよう、年度当初に通知すること。

(2) 空調設備整備、トイレの洋式化など都市自治体の改修計画等を円滑に推進するため、交付金の充当並びに補助率の引上げ及び実情に即した補助単価とするなど、国庫補助制度を拡充すること。

(3) 学校屋根の防水シート修繕など、学校施設環境改善交付金の対象となっていない部分的な修繕についても、交付対象となるよう制度を拡充すること。

１０　学校給食センター設備の更新について

学校給食センターの機械等設備は、計画的に更新することで故障等による操業停止を回避できるため、学校給食に係る機械や運送車両等の更新事業に対する補助制度を創設すること。

１１　学校統合による学校整備について

公立小中学校の適正規模・適正配置を推進するため、統廃合に伴う新たな学校施設整備等の事業を実施にあたり、昨今の建築単価の高騰等により、現行の公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金では事業推進が困難であるため、建築単価及び必要面積などを早急に見直すこと。

１２　小中一貫教育の推進について

学校教育の充実を目的として、小中学校で小中一貫教育・小中連携に係る研究を行う場合には、非常勤職員の派遣等、人的措置を含めた支援制度を確立すること。

１３　学習者用デジタル教科書の無償提供について

デジタル教科書を教科書と認定する場合は、導入するか否かを各自治体、各教育委員会が選択することを前提として、一刻も早く関連法を整備し、デジタル教科書については無償提供すること。

１４　高等教育進学における奨学金制度の充実について

経済的に困難を抱える若者の進学を支えるため、給付型奨学金制度の早期創設と貸与型奨学金制度を拡充すること。また、その制度設計においては、地方創生の観点から、卒業後の地元での就職に対して、インセンティブともなるよう十分配慮すること。

１５　国登録有形文化財（建築物）に対する国庫補助の充実について

文化財が将来にわたり保存・継承されるよう、登録有形文化財を維持することが困難な所有者に対して、維持管理及び修繕に対する国庫補助制度を創設すること。

１６　スポーツ振興にかかる補助金の確保について

２０２０年の東京オリンピック・パラリンピック開催に係る財政出動の影響で、従来のスポーツ振興のための補助金が削減されることのないよう財源を確保すること。